

## 新潟県借上げ住宅実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島県からの要請に応じ、新潟県（以下「県」という。）が、「東日本大震災」による福島県からの避難者に、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供する「借上げ住宅」を供給するために必要な事項を定める。

### (住宅の供給)

第2条 供給は、県、市町村、宅地建物取引に関する公益法人等（以下「法人等」という。）及び宅地建物取引事業者（以下「宅建業者」という。）の協働により、円滑かつ速やかに行う。

### (入居者の要件及び義務)

第3条 借上げ住宅に入居できる者は、避難前に福島県に居住していた世帯の避難者とする。

- 2 入居者は、新潟県借上げ住宅使用貸借契約で定める事項を遵守するとともに、借上げ住宅の適切な維持管理に努めなければならない。
- 3 入居者は、借上げ住宅を退去する場合は、退去日の1か月前までに宅建業者を通じて県に届け出なければならない。

### (県の役割)

第4条 県は、借上げ住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。ただし、事務の一部を委託することができる。

- (1) 入居者の入退居手続きに関すること
- (2) 貸主及び入居者との契約に関すること
- (3) 家賃等の支払いに関すること
- (4) その他、貸主、市町村、法人等、宅建業者、福島県との調整に関すること

### (市町村の役割)

第5条 市町村は、借上げ住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入居者の入居の受付に関すること
- (2) 入居者の支援に関すること
- (3) その他、貸主、県、法人等、宅建業者、入居者等の調整に関すること

### (法人等の役割)

第6条 法人等は、借上げ住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ住宅として、供給可能な物件の情報収集に関すること
- (2) その他、貸主、市町村、県、宅建業者、入居者等の調整に関すること

### (宅建業者の役割)

第7条 宅建業者は、借上げ住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 貸主との契約に関すること
- (2) 入居者の入退居手続きに関すること
- (3) 借上げ住宅の管理（入退去や共益費の督促等）に関すること
- (4) その他貸主、市町村、県、法人等、入居者等の調整に関すること

（借上げ住宅の条件）

第8条 借上げ住宅の家賃等は、一住戸への入居人数が4名以下の場合には6万円以下とし、一住戸への入居人数が5名以上の場合には、9万円以下とする。ただし、特別な事情があり選択できる物件が極めて限られると県が認める場合は、個別に判断するものとする。

2 前項の家賃等は次に掲げるものをいう。

- (1) 家賃
- (2) 共益費
- (3) 管理費
- (4) 駐車場代
- (5) その他住宅にかかる経費で必要と認められるもの

3 第1項の規定にかかわらず、家賃等が同項の額を超える場合であって、前項第2号から第5号までのいずれかを控除することにより第1項の額を超えなくなる場合は、入居者が当該控除した額を負担するときは、借上げ住宅とすることができる。

4 借上げ住宅の供給期間は、別表に掲げるとおりとする。

（入居募集）

第9条 入居要件及び入居手続き等募集に必要な事項については、別に定める。

（経費の負担）

第10条 借上げに必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 家賃等（第8条第3項の規定により借上げ住宅とした場合は、同条同項で控除した額を除く） | 県     |
| (2) 家賃等のうち、第8条第3項の規定により借上げ住宅とした場合の、同条同項で控除した額  | 入居者   |
| (3) 退去時の修繕負担金（家賃に2を乗じた額を限度とする）                 | 県     |
| (4) 損害賠償保険料                                    | 県     |
| (5) 光熱水費                                       | 入居者   |
| (6) 敷金、礼金、仲介料及び更新手数料                           | 負担しない |

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

別表

避難元市町村・区域	借上げ住宅の供給期間
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 32 年 3 月末日まで
南相馬市の平成 28 年 7 月 12 日に避難指示が解除された区域	平成 31 年 3 月末日まで